

監委公告第 1 号
平成30年1月18日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><補助金の交付確定事務の不備について></p> <p>平成27年度熊本人権擁護委員協議会事業費補助金において、実績報告の金額が概算交付額を下回っていたにもかかわらず、返還させることなく交付決定額により交付確定通知が行われていた。</p> <p>補助金の交付確定事務においては、各要綱に基づき提出された実績報告が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、補助金の交付額を確定させることになる。当然、実績報告がこれらに適合しないと認めた場合は、補助金を減額し返還させることにもなることから、その審査には十分な注意を払うべきである。</p> <p>本件は、実績報告に係る決算書等関係書類から補助金交付額が過剰となっていることが明らかであることから、団体に対し補助金返還の手続きを行われたい。</p> <p>今後、補助金の交付確定事務については、慎重に内容の審査を行うとともに、団体に対しても補助金の執行について指導やアドバイスを行われるなど、適正な執行に努められたい。</p>	<p>熊本人権擁護委員協議会運営費補助の返還金 4,939 円を熊本人権擁護委員協議会熊本市部会より返還済(平成29年1月30日)。</p> <p>また、熊本人権擁護委員協議会熊本市部会に対し、補助金の適正な執行についての指導・アドバイスを行った。</p>	<p>平成29年1月30日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><補助金の交付確定事務の不備について></p> <p>平成27年度熊本市校区自治協議会運営補助金において、実績報告の金額が概算交付額を下回っていたにもかかわらず、返還させていなかったものが2件あった。また、全ての申請者に対して、交付確定通知が行われていなかった。</p> <p>補助金の交付確定事務においては、各要綱に基づき提出された実績報告が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、補助金の交付額を確定させることになる。当然、実績報告がこれらに適合しないと認めた場合は、補助金を減額し返還させることにもなることから、その審査には十分な注意を払うべきである。</p> <p>本件は、実績報告に係る決算書等関係書類から補助金交付額が過剰となっていることが明らかであることから、団体に対し補助金返還の手続きを行われたい。</p> <p>今後、補助金の交付確定事務については、慎重に内容の審査を行うとともに、団体に対しても補助金の執行について指導やアドバイスを行われるなど、適正な執行に努められたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、直ちに対象2団体に会計決算の再確認を依頼し補助対象経費を精査した結果、決算額の過誤はなく、決算額が補助金額に満たなかったことが確認できたため、全ての団体の交付確定事務を完了するとともに2団体に対して補助金返還について通知し、平成29年4月14日までに補助金返還金の納付が完了した。</p> <p>今後の再発防止策として、業務多忙時においても補助金交付事務が適正に処理されているかを確認できるよう、補助金チェックリストを作成し、担当者だけでなく上司も補助金交付事務の進行状況をチェックリストで確認する二重チェックの仕組みを徹底し、適正な補助金交付事務の執行に努めていく。</p>	<p>平成29年4月14日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><補助金の交付確定事務の不備について></p> <p>平成27年度熊本市シルバーヘルパー活動推進事業補助金において、実績報告の金額が概算交付額を下回っていたにもかかわらず、返還させることなく交付決定額により交付決定通知が行われていたものが1件あった。</p> <p>補助金の交付確定事務においては、各要綱に基づき提出された実績報告が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、補助金の交付額を確定させることになる。当然、実績報告がこれらに適合しないと認めた場合は、補助金を減額し返還させることにもなることから、その審査には十分な注意を払うべきである。</p> <p>本件は、実績報告に係る決算書等関係書類から補助金交付額が過剰となっていることが明らかであることから、団体に対し補助金返還の手続きを行われたい。</p> <p>今後、補助金の交付確定事務については、慎重に内容の審査を行うとともに、団体に対しても補助金の執行について指導やアドバイスを行われるなど、適正な執行に努められたい。</p>	<p>速やかに対象団体に通知を行い、経緯を説明した上で返納を依頼し、平成29年4月5日付けで返還が完了していることを確認した。</p> <p>また、チェック表に基づき受付を行い、それを複数職員でチェックすることとし、誤認、確認漏れを防ぐ体制づくりを行った。</p>	<p>平成29年4月5日</p>

平成28年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

総務局 行政管理部 総務課 コンプライアンス推進室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><金庫管理の不徹底について></p> <p>近年の監査での、金庫内に処理すべき金券及び現金等が放置されていた事例を受け、今回は金庫（又は鍵付キャビネット）を使用する全ての監査対象課で内容物の確認を行ったところ、複数の課において、主に次のようなものが未処理のまま保管されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間未使用の金券類（公用のはがき、切手、TO熊カード等） ・現金（公金外現金の拾得金、過年度の親睦会費（未精算金）、募金等） ・預金通帳（長期間使用のない元課長名義や個人名義等） <p>金庫に保管することにより処理すべき時期を逸し、更には、人事異動などによりその存在すら忘れられ放置される危険性も高いことから、金庫内に不明な現金等がないか、定期的に複数人で確認されたい。</p> <p>同様のことを平成28年度公営企業定期監査でも「意見」として報告しており、内部統制を所管するコンプライアンス推進室においては、市の全体的な問題として速やかに対策を講じられたい。</p>	<p>全ての課（室）を対象とし、金庫(手提げ金庫、鍵付キャビネットを含む)の内容物を確認する「金庫内保管物に関する点検」を実施し、不適切に保管されている現金等については指導徹底を行い、適切な処理が行われた。</p> <p>また、点検実施後、局（区）長等が各職場を訪問し、事後確認を行った。</p>	<p>平成29年12月8日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><土地使用賃貸借契約の未締結について></p> <p>所管する土地について、地域自治組織から平成28年1月31日付けで普通財産借受申請書の提出があり、これを受け平成28年3月開催の市有財産審議会への付議が行われていたが、それ以降の事務処理が行われておらず、今回の監査時点（平成29年1月17日）においても契約の締結が行われていなかった。</p> <p>なお、この土地は平成28年度の組織改編に伴い青少年育成課から生涯学習課へ所属替えされたものであるが、熊本市財産規則第16条に基づく引継ぎも行われていなかった。</p> <p>普通財産借受申請について、条例に定める基準や要件を満たしていることを確認し、市有財産審議会の承認を受けた後は、速やかに決裁を取り申請者との契約を締結すべきである。今後は事務手続きの遅滞がないよう努められたい。</p> <p>また、公有財産の所属替えに伴う引継ぎが行われなかったことも契約の締結をしていなかった要因の一つと考えられる。所属替えの時は、渡す課と受ける課のそれぞれにおいて必要な事務手続きがあり、両課ともに規則に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>監査後直ちに相手方と契約の締結を行った。</p> <p>また、熊本市財産規則第16条に則った適正な事務引継ぎを行った。</p>	<p>平成29年1月18日</p>

指摘事項等	
<p><仕様書と見積書の内容の不一致等について></p> <p>平成28年度熊本市こどもセンターあいぱるくまもと駐車場管理業務委託において、契約書に添付された仕様書と受託者から提出された見積書の内容に不一致が見受けられた。</p> <p>◆仕様書における業務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常管理業務 平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後4時 ・夜間駐車場巡回 平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）1日2回 ・休日駐車場巡回 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 1日2回 <p>◆見積書における業務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常警備業務 月～金曜日 10時～16時（土日祝祭日・年末年始除く） <p>このように、仕様書では、平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始に、1日2回駐車場巡回を行うようになっているが、見積書にはその分の経費は含まれていない。</p> <p>また、受託者から提出された駐車場管理業務日報によれば、平日だけでなく、土曜日、日曜日、祝日においても、定時に3回、臨時に2回の巡回が報告されており、仕様書、見積書のどちらとも合致していない。</p> <p>さらに、児童相談所設置条例では、駐車場の供用日として1月4日から12月28日と規定されており、年末年始は供用されないこととなっている。</p> <p>仕様書と見積書に齟齬が生じているうえ、実際に業務日報として提出されたものについては、仕様書及び見積書のどちらにも合致しておらず、それぞれ整合が取れていない。これらは、書類及び業務内容の確認が不十分であると言わざるを得ない状況であることから、市が目的としている管理業務の内容を再度確認したうえで、基準となる仕様書を作成し、これに基づく契約事務及び業務の執行となるよう是正されたい。</p>	
措置内容	措置日
平成29年度の業務委託契約において、児童相談所設置条例や利用実態等に応じて仕様書を作成し、業者からは見積書の提出を受け、契約を行った。	平成29年4月1日

平成28年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

農水局 農政部 農業・ブランド戦略課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><県補助金の調定漏れについて></p> <p>平成28年度人・農地問題解決加速化支援事業費補助金について、平成28年6月24日付け熊本県発出の交付決定通知書を受領していたにもかかわらず、今回の監査時点（平成28年12月1日）においても調定が行われていなかった。</p> <p>国・県支出金の調定の時期については、交付決定通知のあった日に行うことと会計事務の手引（出納事務）に示されているので、本市の規定に則った適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>年度当初、予算の適切な執行について改めて班内で話し合いを行い、ダブルチェックを徹底し、常に問題意識を持って適正な事務処理に努めるよう意識の統一を図るとともに、定期的に会計処理等についてチェックするよう改善した。</p> <p>なお、平成29年度人・農地問題解決加速化支援事業費補助金については、平成29年9月11日に県からの交付決定通知を受け、同日付で調定処理を行った。</p>	<p>平成29年9月11日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><補助金等の交付事務の不備について></p> <p>平成28年度植木町土地改良区運営費補助金の交付において、交付申請書の添付書類に予算書が提出されないまま交付決定に関する手続きが行われていた。また、平成27年度同補助金の交付において、事業の実績報告書が提出されておらず、交付確定に関する手続きも行われていなかった。</p> <p>補助金等の交付に関する事務取扱については、熊本市補助金等交付規則で規定されている。交付決定については、同規則第4条に補助申請時の提出書類として、「事業計画書、予算書、その他市長が必要と認める事項」と明記されており、これらの書類を審査し交付決定を行わなければならない。また、交付確定については、同規則第9条に補助事業完了時の提出書類として、「事業実施報告書、決算書又は決算見込書、その他市長が必要と認める事項」と明記されており、これらの書類を審査、確認し、補助団体等に交付確定の通知を行わなければならない。補助金等の交付に関する事務に当たっては、同規則に則り、適正に処理されたい。</p>	<p>監査後、平成28年度植木町土地改良区運営費補助金の交付における交付申請書に、「熊本市補助金等交付規則」第4条の規定に従い、平成28年度収支予算書（案）、平成28年度事業計画書（案）を添付した。また、同規則第9条の規定に従い平成29年3月31日付けで、植木町土地改良区より、平成28年度事業実績報告書、平成29年度収支決算書（見込書）、平成28年度事業報告書の提出を受け、審査、確認を行い、同日交付確定の通知をした。</p> <p>平成27年度同補助金の交付においても、平成27年度の実績報告書等の提出を受け、交付確定の通知を行った。</p> <p>今後は、「熊本市補助金等交付規則」に従い、概算交付や交付確定に必要な書類や提出時期を植木町土地改良区と協議し、適正に処理し、再発を防止する。</p>	平成29年3月31日

平成28年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

北区役所 区民部 北部まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><拾得物の未届け及び管理の不備について></p> <p>執務室内のキャビネットの上に拾得物の保管箱が置かれており、現金（合計金額4,410円）や交通系ICカードなどが保管箱の中やキャビネット上で無造作に管理されていた。</p> <p>拾得物は、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないと遺失物法に定められているので、法に基づく適正な処理を行われない。</p> <p>また、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間の拾得金の管理に当たっては、所定の金庫その他の施錠が可能な場所に保管し、常時施錠しておかなければならないと熊本市公金外現金取扱要綱に規定されている。現金をキャビネット上などに長期間置いておくことは紛失や盗難にあうリスクが高まるため、要綱に則り適正に保管されたい。</p>	<p>遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により届出を行うとともに、熊本市公金外現金取扱要綱に基づき、適正に処理した。</p>	<p>平成29年2月7日</p>

平成28年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 千原台高等学校

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>「プロパンガス供給契約の未締結について」</p> <p>平成28年度のプロパンガス（理科室用）供給契約（年間約2万円）について、契約相手方「(株)エコア」が平成28年度業者登録をしていないことから、契約が締結されていなかった。なお、プロパンガスは納入されており、契約相手方に対し登録を促しているが、現時点で登録の手続きはされていない状況であった。</p> <p>支払については、契約締結後としているとのこと。</p>	<p>平成28年度の事務処理については、まず、年度一括払い契約について、契約相手方(株)エコアと協議し、同意を得た。次に、契約締結のため、契約政策課に未登録業者との契約に関する合議をとり、契約締結後、年度払いを実施した。</p> <p>平成29年度については、同業者登録を確認し履行開始となる4月1日付で契約を締結した。</p>	<p>平成29年3月31日</p>

平成28年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 必由館高等学校

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>未許可での行政財産の目的外使用について</p> <p>校内に学用品を販売する売店が設置されており、同校同窓会が運営を行なっているが、行政財産の目的外使用許可に関する事務手続きが行なわれていなかった。</p>	<p>行政財産の目的外使用について、同窓会（いふ会）から平成29年3月6日付で使用許可申請を受けた。その後、市有財産審議会（平成29年3月29日開催）に、行政財産の目的外使用についての議案を提出し、承認を得た。これにより、平成29年4月1日付で使用許可を行い、同日付けで同会に通知を行った。なお、使用許可は年度単位で行うため、平成29年4月1日～平成30年3月31日の使用許可とするもの。</p>	<p>平成29年4月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>「法定点検結果に係る法令不適合項目の放置について」</p> <p>点検結果に基づき法令に適合していないものについては、早急に修復を実施されたい。</p> <p>また、点検結果や修復の必要性などに関して学校側の正確な理解が得られるよう努めるとともに、緊密な連携を図ることで、より適正な施設管理に努められたい。</p>	<p>不適合箇所について、平成29年度予算で可能なものは修復を行っているところである。予算措置が別途必要なものについては、平成30年度予算で要求し、順次、修復を行っていく。軽易なものについては、直接、学校に重要性を説明し、修復するよう依頼をしているところである。</p> <p>平成28年度から、法定点検の業務委託の仕様書を改訂し、法不適合状態である場合の評価ランクについて明記し、受託者毎の点検結果にばらつきがないようにしている。点検結果を当課担当者、学校側と共有し、修復を確実にやっていく。</p>	<p>平成29年4月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>地方公営企業会計基準に基づく適正な事務の執行について</p> <p>① 支出負担行為、支出命令書の順に書類を作成すべきところ月締で一括処理するため、安易に支出負担行為兼支出命令書が作成されているものが散見された。</p> <p>② 支出命令書の起案日が請求書より前になっているものが散見された。</p> <p>③ 請求を受けた日から起算して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定される支払期限を超過して支払われていたものが散見された。</p>	<p>監査以降、月1回の支払いの締処理を15日前後、月末の2回にして遅延の防止に努めるとともに、会計規程等に則った事務が行われるよう、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、事務局内会議や朝礼等を活用して、迅速な事務の呼びかけ等で支出事務を確認・徹底し、平成28年度中の改善につなげた。</p>	<p>平成29年 3月31日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><貯蔵品の入出庫伝票の未発行について></p> <p>早期対応が必要な漏水工事などの施工時において、契約の相手方が水道管などの材料を用意できない場合に貯蔵品を貸し付け、工事完了後に貸し付けたものと同じ材料を契約の相手方が購入し返却するという運用が行われていた。このことから、熊本市上下水道局会計規程第86条に規定される貯蔵品の入出庫の財務処理が行われていなかった。</p> <p>資産については、地方公営企業法施行規則第8条第1項で「その取得原価…をもつて帳簿価額としなければならない。」と定められているとおおり、原則として原価主義でその価額を管理することとなり、当企業においても、たな卸資産である貯蔵品の評価方法は原価法によっている。</p> <p>このように貯蔵品は、数の管理もさることながら、帳簿価格の管理も正確に記録されるべきものである。実際、貸し付けた貯蔵品の取得価格と契約の相手方が返却した材料の取得価格とが同額である可能性は低いことから、貸借対照表における貯蔵品の帳簿価格は、正確性を欠いたものといえる。</p>	<p>平成28年12月6日に関係各課に以下の内容で周知を行った。</p> <p>1 緊急に材料を貸し出すことは認めるが、必ず財務上の処理を行うこと。</p> <p>① 貸し出した材料は全て出庫処理を行う。 ② 使用しなかった材料は返納処理を行う。 ③ 使用した材料は支給材として処理する。</p> <p>2 使用した材料を受託業者に購入して返納させることは絶対に行わないこと。</p> <p>貯蔵品の入出庫については、周知のとおり方法を改め、現在も実施している。</p>	<p>平成28年12月6日</p>

<p>今後は、地方公営企業法施行令第9条第2項にある「地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。」との規定に基づき、契約の相手方に貯蔵品を支給した場合には出庫処理を行い、出庫した貯蔵品を補充する場合には当企業において購入して入庫処理を行うやり方に改められたい。</p>		
---	--	--

上下水道局 水再生課（東部浄化センター）

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><予定価格を超過した契約締結について></p> <p>平成27年度に実施された西部浄化センター外1箇所構内電話設備保守点検業務委託（実施伺いは、東部浄化センターが作成。）において、予定価格を超える金額で契約が締結されていた。</p> <p>予定価格に関しては、地方自治法第234条第3項において、「一般競争入札又は指名競争入札に付する場合、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と規定されており、予定価格の制限を超過した申込みに対して契約を締結することはできない。</p> <p>本件は随意契約であるが、熊本市契約事務取扱規則第14条において、「随意契約によろうとするときは予定価格を定めなければならない。」旨が規定されていることから、当然見積額が予定価格の制限の範囲内でなければ契約することはできない。このため、見積額が予算の範囲内に収まっていたとしても、予定価格を超過して契約を締結した本件の事務は不適当なものである。本来の事務としては、見積合わせを不調とし、再度実施伺い等を作成すべきであった。</p> <p>今後は、予定価格の意義を理解されるとともに、入札と同等の心積もりを持って契約事務に取り組まれない。</p>	<p>今回の件については、見積合わせをする際に担当者、執行者、立会人それぞれが実施伺いに記載していた予定価格を税抜き価格と思い込み、誤って予定価格を超えた金額で落札者を決定したものである。</p> <p>現在、見積合わせを行う際には、担当者、執行者、立会人の各々が、事前に予定価格を十分に確認するとともに、見積書の開封後も入念に再確認をしている。また、各浄化センターから発注するすべての工事、委託及び修繕等の案件について、水再生課において再度チェックを行なったうえで契約事務担当の水相談課へ持ち込み、同課で最終チェックを行なっている。</p>	<p>平成28年12月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><実施伺いに記載された予算額を超過した予定価格の設定について></p> <p>平成28年度熊本市管路情報システム（城南地区）保守及び更新業務委託（計画調整課）及び平成27年度に実施された不明水対策（東部処理区：若葉地区）TVカメラ調査業務委託（管路維持課）において、予定価格が、実施伺いに記載された予算額を超過して設定されていた。</p> <p>いずれも設計時点で当該業務の個別の予算額を超えることは認識されていたが、他の委託料の執行残額を見込んで、委託料全体の予算内では執行が可能と判断されていた。</p> <p>契約事務の前提条件として、予算額は予定価格以上に確保されていることが必要である。個別の予算額では不足するものの、同じ費目の予算内で調整が可能なきときには、確保した予算額とその予算措置の状況について実施伺いに記載したうえで、予算額の範囲内で予定価格を設定されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、不足した金額については、確保した予算額とその予算措置状況を実施伺いに記載するよう改善するとともに、上下水道局において、平成29年1月12日・13日に「会計・契約事務研修会」を実施したことで、指摘事項及び改善方法について周知徹底を図った。</p>	<p>平成 29 年 1 月 13 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約目的と異なるボーリング調査の実施について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のスケジュール上、説明を役員のみとし、全地権者の説明が終了していない段階で、民有地のボーリング調査を発注しており、契約手順の適正に欠けるもの。今後、再発防止に取り組むこと。 ・ボーリング委託(2箇所)発注後、地権者の同意が得られないことから、1箇所について、同センター内の老朽化した耐用年数を超過した別施設の建替え予定地を実施していた。 <p>今回の変更契約は、本契約の目的に必要なない支出を一部含んでいるものといえ、契約変更を行う場合にあっては、常に事業や契約の目的に照らして、その内容を問うことで、適正な予算執行に努めること。</p>	<p>職員の適切な契約の周知を図ることを目的に、上下水道局において、平成29年1月12日と13日に「会計・契約事務研修会」を行なった。</p> <p>また、再発防止に向け平成29年2月17日に「設計積算審議会」を実施し、左記の具体的な内容について、再検証を行なった。</p> <p>上下水道局では、これまで、発注課と受注者間による協議とし、契約変更を行なっていた。今回の事案を受け、チェック機能の強化を図るため、緊急の入札工事及び業務委託等の契約変更においては、発注課の決裁完了前に担当職員（担当者・主査）が事前に計画調整課 技術監理室へ合議を行ない、設計変更内容の確認を行なうことで、適正な予算執行に努めることとしている。</p>	<p>平成29年2月17日</p>

平成28年度 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

健康福祉局 福祉部 高齢介護福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><不適切な事務の執行について> ・公益社団法人 熊本市シルバー人材センター 啓発活動の一環として作成したチラシの印刷製本費 108,000 円、運営上必要な消耗品費 103,867 円、広告掲載に伴う委託料 507,600 円等の随意契約において、契約金額が 5 万円以上であるにもかかわらず請書等が徴取されておらず、また、予定価格の設定、予定価格 10 万円以上の場合の 2 人以上からの見積書の徴取、給付の完了の確認をするための検査等も行われていなかった。 事務の執行においては、実施伺いにより予定価格の設定、契約の方法、随意契約の場合は見積書徴取の事業者選定理由や選定案等の予算執行に係る意思決定を行うとともに、「公益財団法人熊本市シルバー人材センター財務規程」に基づいた見積書や請書等の徴取、検査を実施するなど、適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>監査結果を受け、起案時点における規定確認の徹底と、チェック表の導入による各稟議者のチェック強化を図ることにより、見積書や請書等の徴取、給付完了時の検査等、「公益財団法人熊本市シルバー人材センター財務規程」を厳格に順守した適切な事務処理を行うよう改めた。 なお、請書徴取額については市場実勢に合わせ、5 万円以上から 10 万円以上へ変更を行った。</p>	<p>平成 29 年 3 月 30 日</p>

平成28年度 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

健康福祉局 福祉部 高齢介護福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><チェック機能体制の不備について></p> <p>・公益社団法人 熊本市シルバー人材センター</p> <p>支出事務において、消耗品費の誤払い、就業会員等への委託費の算定ミスによる誤払い等が散見され、また、見積書・納品書・請求書の日付の整合性が取れないもの、日付漏れ、支出伺いの積算内容が誤っているもの等、証憑書類の不備が多数見受けられた。</p> <p>支出事務の執行においては、決裁過程での形式的な決裁は厳に慎むこととし、チェック表を用いることや、複数人によるチェックを行うなどチェック機能体制の強化に努められたい。</p> <p>所管課においては、単に補助金交付事務を行うだけでなく、抜き打ちによる検査を実施する等、団体が緊張感を持つよう現場に足を運ぶことや、事務の執行における団体への指導やアドバイスをを行うなど、補助金が最大限の効果を発揮するよう適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>形式的な決裁事務とならないよう、誤りや漏れ等が多い項目を確認項目としたチェック表を作成し、稟議の過程のなかで複数人による確認を行うことによるチェック機能の強化・厳格化を図った。</p> <p>所管課では、随時の訪問により事務執行の体制や状況を確認し、適切な事務執行が行われるよう指導した。</p>	<p>平成 29 年 3 月 30 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><各区協議会での助成金の不適切な使途について></p> <p>・熊本市交通指導員区協議会連合会</p> <p>熊本市交通指導員区協議会連合会補助金は、本市から交通指導員区協議会連合会に交付され、連合会から5区の協議会へ全額を助成金として再交付されている。</p> <p>各区の協議会の収支状況を見てみると、収入の部では連合会からの助成金が主で、他はおおむね前年度繰越金、預金利息のみとなっている。</p> <p>支出の部については、役員手当(単価は区により異なる)、会議出席の際の手当、総会費(懇親会費)、監査後の懇親会費、連合会への会費(指導員定員1人当たり900円)が主なものとなっている。</p> <p>中でも会議開催に伴う懇親会費及びタクシー代の支出が多く目立っており、補助金の交付目的からしても市民の理解を得られる使途とは言いがたい。</p> <p>この補助金の目的及び対象となる事業は「交通安全思想の普及高揚を図るための各種事業の開催」・「交通指導員相互の連絡調整」・「交通安全運動や交通指導員の活動要領等についての調査、研究、研修及び意見の取りまとめ」である。</p> <p>したがって、全額市からの補助金を元にした助成金を財源とした酒食を伴う懇親会の支出の是非については、担当課を交え検討されたい。</p> <p>また、各区協議会から連合会への会費についても、個人負担金の意味合いがあるものの、交通指導員の定員数をその根拠とし、個人から徴収することなく、区協議会の予算、つまり補助金から支出しているに過ぎない。会費徴収の是非を含め、連合会のあり方を検討されたい。</p>	<p>監査結果を受け、助成金を適切に使用するよう指導し、改正を行った。</p> <p>具体的には、飲食代への支出を行わないこと、連合会総会時における意見交換会に伴う飲食代への補助を廃止すること、会則を変更し指導員からの年会費の徴収を廃止、協議会から連合会への会費納入を行わないことについて、平成29年7月14日の総会において提案し了承を得た。</p>	<p>平成29年7月14日</p>